



**電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案
(新たなユニバーサルサービス制度に係る規定の整備)
概要
【諮問第3220号】**

**令和8年8月
総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部**

背景

- **電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律**（令和7年法律第46号。以下「**令和7年改正法**」という。）において、複数の電気通信事業者が連携してユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）の提供を確保する「**最終保障提供責務**」を導入することとされており、これについては、令和7年改正法の公布日（**令和7年5月28日**）から**2年以内において政令で定める日**から施行することとされている。
- 最終保障提供責務の導入や、これに伴うユニバーサルサービス交付金制度の見直し等について検討するため、情報通信審議会 電気通信事業政策部会に対し、「**最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方**」について諮問が行われており（令和7年7月4日付け諮問第1242号）、下記のとおり一次答申及び三次答申（案）が取りまとめられているところ。
 - (1) 最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 **一次答申**
（令和8年2月17日）
 - (2) 最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 **三次答申（案）**
（令和8年7月22日から同年8月25日まで意見公募）

注：「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 二次答申」（令和8年3月16日）においては、主として、電話及びブロードバンドのユニバーサルサービスに係る現行の交付金制度についての検討結果が取りまとめられている。
- これらの内容を踏まえ、所要の制度整備（**省令等の改正**）を行う必要がある。

改正対象

- (1) 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（**諮問対象**）
 - ① 電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）（諮問事項を含む）
 - ② 電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）（※）
 - ③ 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）（諮問事項を含む）
 - ④ 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省第16号）（※）
- (2) 電気通信事業法施行規則第四十条の六第一号の規定に基づき総務大臣が別に指定する区域を定める件
（平成17年総務省告示第1378号）（諮問対象外、※）
- (3) 電気通信事業法施行規則第四十条の八の四第二号の規定に基づく単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額を定める件
（令和5年総務省告示第214号）（諮問対象外、※）

※：ハネ改正のみ

（１） 最終保障提供責務の導入に伴う規定の整備

- ① 最終保障電気通信事業者等が行う役務提供確認等の関連手続を具体化する。（第22条の2の2～第22条の2の2の5）
（最終保障電気通信事業者による区域内電気通信事業者への役務提供確認の実施期限を1日以内とする 等）
- ② 総務大臣が届出契約約款に対する変更命令が可能となる条件を具体化する。（第16条の3）
（届出契約約款において、提供の終了に係る手続や提供の終了条件が適正かつ明確に定められていないときには、利用者保護の観点から、総務大臣による変更命令を可能とする）

（２） 電話（第一号基礎的電気通信役務）における規定の整備（第40条の3～第40条の4の4 等）

- ① 担当支援区域に係る規律の導入に伴い、区域の申請様式等に係る規定を整備する。
- ② 第一種単位区域の単位について、都道府県を基本とする。
- ③ 第一種適格電気通信事業者の指定に係るいわゆるカバー率の要件について、業務区域内の都道府県における世帯数及び事業所数ベースで90パーセント以上とする。（現行：100パーセント）

（３） ブロードバンドサービス（第二号基礎的電気通信役務）における規定の整備（第40条の5～第40条の7の10 等）

- ① 担当支援区域に係る規律の導入に伴い、区域の申請様式等に係る規定を整備する。
注：ブロードバンドサービスにおいては、担当支援区域の概念は従前より存在していたが、区域の申請手続等（手挙げ制）に関しては令和7年改正法により導入されたものであるため、電話と同様に、様式等を整備する必要がある。
- ② 第二種単位区域ごとの回線規模報告に関する頻度を緩和する。（毎事業年度→5事業年度ごと）
- ③ 第二種適格電気通信事業者に対する回線規模（いわゆるカバー率）の要件において、世帯数だけではなく事業所数も勘案することとする。
- ④ 特別支援区域に指定できる「著しく困難であると見込まれる場合」として、ある区域において公設設備がない場合であっても、その区域での役務提供に当たって公設の海底ケーブルが必要となる場合には適用可能とする。
- ⑤ 第二種交付金の交付要件のひとつである継続提供期間の要件（現行：1年超）を緩和する。

（４） その他

- ① 第一種交付金の算定において、これまで標準偏差の2倍（2σ）を加えた額を超える部分に限り補填する措置を行っていたところ、令和10年度交付分からは、当該措置を終了する。（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則の一部改正）
- ② 規定順の整理のほか、各種ハネ対応等を行う。

* 条項の番号は、特に断りのない限り、改正後の電気通信事業法施行規則のもの。

今後の想定スケジュール

項目	2026年						2027年						
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方三次答申 【情報通信審議会】	7/21 事業政策部会 三次答申案 諮問	7/22-8/25 意見募集	9月 ユニバ政策委 意見募集結果 報告	10月 事業政策部会 三次答申									
新たなユニバーサルサービス制度に係る規定の整備や適格電気通信事業者の指定 【情報通信行政・郵政行政審議会】		今回の諮問関係 8/28 事業部会 省令案 諮問 8/29-10/2 意見募集 10月 ユニバ委 意見募集結果 報告 10月 事業部会 省令案 答申				12月 公布・施行	(適格事業者の指定に係る手続：諮問事項)						
(参考) モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化のための制度整備 【情報通信行政・郵政行政審議会】	6/18-7/17 意見募集	8/12 ユニバ委・番号委合同会合 意見公募結果 報告	8/28 事業部会 省令案 答申	11/1 公布・施行									

令和7年改正法
施行期限

- 本年5月に公布された**電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律**（令和7年法律第46号）に盛り込まれた**最終保障提供責務の導入**や、これに伴う**ユニバーサルサービス交付金制度の見直し**、**新たな利用者保護規律の導入**等に向け、本年7月から必要な事項について検討を加え、「速やかに対応が必要なもの」を中心に結果をとりまとめ。

1. 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

- **ワイヤレス固定電話**の提供地域について「**原則として光未整備エリア**、個別具体的な事情により**例外的に光整備エリア**でも提供」に見直し

（継続検討）

- モバイル網固定電話のユニバーサルサービスとしての技術基準について引き続き検討し、その結果も踏まえ制度化
- ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）は、令和10年度を念頭に、光ファイバの未整備世帯でのユニバーサルサービス化を検討

2. 最終保障提供責務の履行の在り方

- **基礎的電気通信役務台帳**は、固定電話・ブロードバンドとも、**市区町村単位**で作成

（継続検討）

- 役務提供の拒否事由（「正当な理由」「特にやむを得ない理由」等）について、今後、具体的な考え方をガイドライン等で明確化
- 近隣電気通信事業者の協力義務の内容等について、今後、ガイドライン等で明確化
- 近隣電気通信事業者の「必要な協力」の対価として支払うべき料金の額は、交付金の算定対象に含める方向で詳細を検討

ユニバーサルサービスの確保

複数の電気通信事業者により、
誰一人取り残されない「通信インフラ環境」を実現

3. ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

- ユニバーサルサービスの**業務区域の減少等**については、原則として、その**1年前までに周知**を、**周知の30日前までに届出**をそれぞれ義務付け
- **地方における都市部よりも高い料金設定**は、特別の事情のない限り**禁止**することをガイドラインで明確化

4. 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

- 最終保障提供責務の履行に伴う赤字は、**必要十分かつ合理的な額を交付金により補填**することを基本に検討

（継続検討）

- 交付金の算定は、光ファイバの整備費（減価償却費）と維持費を対象とし、収入費用方式を基本に今後検討
- 固定電話の担当支援区域は都道府県又は市区町村で検討
- 複数の電気通信事業者が電話・ブロードバンドの適格電気通信事業者としての資格を備えうる指定基準を検討

- 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）に盛り込まれた**最終保障提供責務の導入**や、これに伴う**ユニバーサルサービス交付金制度の見直し**等に向け、一次答申（※1）・二次答申（※2）までの経過も踏まえつつ、令和8年2月から必要な事項について検討を加え、その結果をとりまとめ。

（※1）情報通信審議会「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 一次答申」（令和8年2月17日）

（※2）情報通信審議会「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 二次答申」（令和8年3月16日）

1. 新たに追加するユニバーサルサービスの扱い

- NTT東西が卸提供を受けて提供する場合も含め、**モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化を早期に実現**できるよう、必要な制度整備を進める
- **ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）のユニバーサルサービス化**に向けては、**令和9年度以降、具体的な検討**に着手

2. 新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用の在り方

- **役務提供確認は、利用者の利便や安心・安全により一層配慮した仕組みを検討**すべき
- 「**役務提供確認データベース**」の構築・運用は、基礎的電気通信役務支援機関の**附帯業務**と位置付け
- **企業努力や協力関係の構築を通じた経済合理性の働く範囲内でのユニバーサルサービスの提供範囲の最大化**を旨として、ガイドラインを策定すべき

みんなで支えるユニバーサルサービスの実現へ

3. 新たなユニバーサルサービス制度に対応した交付金制度の在り方

- 交付金により補填すべきところには**重点的に補填**する方向で見直しを図るとともに、「**ユニバーサルサービス料**」への影響についても配慮しつつ取組を進める。
- 事業者にとってなるべく簡素でわかりやすい、統一感のある制度設計を志向。

第一種交付金制度の見直し

- **メタル維持コストは当面減らないため、現行モデルのチューニング**で対応
 - ・ 「**2σ**」は**終了**（令和8年度措置、令和10年度交付分から適用）
 - ・ **高コスト地域（回線単価上位4.9%）に限り補填する措置**については、**競合サービスが実際に終了するまでの間に、見直しを検討**
 - ・ **光IP補正は当面維持、モバイル網固定電話の扱いは今後検討**
- 固定電話の**支援区域の単位は「都道府県」、第一種適格電気通信事業者の指定基準は「都道府県ごとに90%以上」**

第二種交付金制度の見直し

- 政府目標達成に向け、**特別支援区域の対象を拡充**
 - ・ **大幅赤字区域は全体収支黒字でも交付可能とする**
 - ・ **公設海底光ファイバの譲受け後の赤字を全額補填可能とする** 等
- **令和9年度以降、事業者が自ら選定・申請した「担当支援区域」**についての指定を受けた後に、**最終保障提供責務も含め、面的にブロードバンドサービスを提供する実態に即して、双方を実績ベースで交付する運用に変更**
- **負担金徴収の顕在化した課題への対応方策について速やかに検討**

最終保障電気通信役務に対する交付金の算定方法

- **新規設備の費用は整備時に全額計上、既存設備の費用は「モデル上の費用と同額とみなす方法」**により算定。
- 最終保障電気通信役務としての提供が**終了した場合でも、継続していたならば通常補填される範囲内**で、**一定の期間継続して算定対象とする**。
- 制度**施行後**において、**サンプリング調査等**により、原価の算定方法等の**妥当性を検証**する仕組みを検討。